

## 特別養護老人ホームほっとはうす千羽ショートステイ利用料金

## 1.基本料金

原則として、介護報酬料金(各種加算を含む)の1割(一定以上所得のある方は2割又は3割)と滞在費及び食費等の合計額が契約者の負担となります。ただし滞在費・食費について特定負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている額を負担限度とします。要介護度等に応じた合計金額をお支払い下さい。なお、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は、全額契約者負担となります。

## (1)介護予防短期入所生活介護 (1日あたり)

	要支援1	要支援2
1 介護予防短期入所生活介護費		
多床室	4,380 円	5,450 円
従来型個室	4,380 円	5,450 円
2 サービス提供強化加算 I	180 円	180 円
3 個別機能訓練体制加算	120 円	120 円
4 介護職員処遇改善加算 I		
多床室	390 円	480 円
従来型個室	390 円	480 円
5 介護職員等特定処遇改善加算 I		
多床室	130 円	160 円
従来型個室	130 円	160 円
6 介護報酬自己負担額 (1+2+3+4 合計額の1割)		
多床室	520 円	639 円
従来型個室	520 円	639 円
7 滞在費		
多床室	855 円	855 円
従来型個室	1,171 円	1,171 円
8 食費	1,600 円	1,600 円
9 合計金額(6~8)		
多床室	2,975 円	3,094 円
従来型個室	3,291 円	3,410 円

## (2)短期入所生活介護 (1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 短期入所生活介護費					
多床室	5,860 円	6,540 円	7,240 円	7,920 円	8,590 円
従来型個室	5,860 円	6,540 円	7,240 円	7,920 円	8,590 円
2 サービス提供強化加算 I	180 円	180 円	180 円	180 円	180 円
3 個別機能訓練体制加算	120 円	120 円	120 円	120 円	120 円
4 夜勤職員配置加算Ⅲ	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円
5 介護職員処遇改善加算 I					
多床室	520 円	580 円	640 円	700 円	750 円
従来型個室	520 円	580 円	640 円	700 円	750 円
6 介護職員等特定処遇改善加算 I					
多床室	170 円	190 円	210 円	230 円	240 円
従来型個室	170 円	190 円	210 円	230 円	240 円
7 介護報酬自己負担額 (1+2+3+4 合計額の1割)					
多床室	700 円	776 円	854 円	930 円	1,003 円
従来型個室	700 円	776 円	854 円	930 円	1,003 円
8 滞在費					
多床室	855 円	855 円	855 円	855 円	855 円
従来型個室	1,171 円	1,171 円	1,171 円	1,171 円	1,171 円
9 食費	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円
10 合計金額(7~9)					
多床室	3,155 円	3,231 円	3,309 円	3,385 円	3,458 円
従来型個室	3,471 円	3,547 円	3,625 円	3,701 円	3,774 円

\*介護保険負担割合が2割の方は介護報酬自己負担額(各種加算を含む)が2倍、介護保険負担割合が3割の方は介護報酬自己負担額が3倍になります。

\*介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて負担額を変更します。

\*食費は 朝食420円・昼食650円・夕食530円 とし、1日(3食)1,600円となっております。

\*収入による配慮：世帯全体が市町村民税非課税の方や生活保護を受給されている方は、居住費及び食費負担額に上限が設定されます。ただし、世帯が違っていても配偶者が課税されている場合や預貯金の金額が基準額(配偶者がいる方は2,000万円、配偶者がいない方は1,000万円)以上の場合は、対象外となります。

(1日あたり)

		第1段階	第2段階	第3段階
滞在費	多床室	0円	370円	370円
	従来型個室	320円	420円	820円
食費		300円	390円	650円

〈利用者負担段階〉

- ・第1段階：生活保護受給者又は、市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者
- ・第2段階：市町村民税非課税世帯であって、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の方
- ・第3段階：市町村民税非課税世帯であって、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円超えの方
- ・第4段階：上記以外の方

\*従来型個室の利用に関する利用料の特例について

従来型個室を利用される方で次に該当する場合は、多床室の利用料金で算定します。

- ・感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した方
- ・著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室の利用が必要であると医師が判断した方

〈基本サービス利用料金〉

①サービス提供体制強化加算Ⅰ：18円(介護報酬は18単位)

介護福祉士が60%以上配置されている場合、加算します。

②個別機能訓練体制加算：12円(介護報酬は、12単位)

③夜勤職員配置加算Ⅲ 15円(介護報酬は15単位)

夜勤を行う介護職員、看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合、加算します。

※短期入所生活介護のみ加算されます

④介護職員処遇改善加算Ⅰ

(基本サービス利用料金+各種加算料金)×8.3%

⑤介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

(基本サービス利用料金+各種加算料金)×2.7%

※④、⑤は介護職員の処遇改善を目的とし、職員賃金の改善に関する計画を策定し、計画に基づいた適切な措置を事業所が講じている場合に加算されます。(1円未満の端数は四捨五入して表記してあります。)

〈各種加算〉

・送迎加算：片道184円(介護報酬は、184単位)

・療養食加算：8円/回(介護報酬は、8単位/回)

医師の発行する食事せんに基づき、適切な栄養量及び内容の食事が提供された場合に算定します。

・緊急短期入所受入加算：90円(介護報酬は、90円)

事情により、緊急に短期入所生活介護を受けた場合、7日を限度として(やむを得ない事情の場合は14日以内)算定します。

※介護予防短期入所生活介護は含まない

2.その他の利用料金:以下のサービスは利用料金の全額が契約者の負担となります。

サービス名	利用料金	サービス名	利用料金
理髪	2,000円	レンタルテレビ	1日 70円
理髪・毛染め	5,500円	複写物の交付	1枚 10円
理髪・パーマ	5,500円	日常生活品	実費
顔剃り	1,000円	レクリエーション活動等	実費
写真の現像	1枚 20円	キャンセル料	実費